

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年5月13日 |
| 【会社名】 | 三菱自動車工業株式会社 |
| 【英訳名】 | MITSUBISHI MOTORS CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長 兼 最高経営責任者 加藤 隆雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 |
| 【電話番号】 | (03)3456-1111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 豊水 道宏 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 |
| 【電話番号】 | (03)3456-1111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 豊水 道宏 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2024年5月8日(米国現地時間)に、米国ペンシルベニア州フィラデルフィア一般訴訟裁判所における製造物責任訴訟(以下、「本件訴訟」)において、当社の子会社であるMitsubishi Motors North America, Inc.(以下、「MMNA」)に対して、2024年5月6日(米国現地時間)付で、1,010百万米ドルの損害賠償の支払いを命じる判決が下されたとの連絡を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- (1)名称 : Mitsubishi Motors North America, Inc.
- (2)住所 : 米国テネシー州ウィリアムソン郡フランクリン
- (3)代表者の氏名 : Mark Chaffin (President and CEO)

2. 当該訴訟の提起があった年月日

2018年11月20日(米国現地時間)

3. 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

- (1)氏名 : Soomi Amagasu氏(以下、「原告」)
- (2)住所 : 米国ペンシルベニア州パックス郡

4. 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1)内容

本件訴訟は、2017年に発生した、1992年製のMitsubishi 3000GTの事故に関して提起されたものです。事故は、原告の夫であるFrancis Amagasu氏が2車線の道路で前方の車を追い越す際にコントロールを失ったことで発生しました。事故によりFrancis Amagasu氏は重症を負いましたが、原告は、その原因が当該車両の拘束システムの欠陥にあるとして、2018年11月に当社及びMMNAを被告として米国ペンシルベニア州フィラデルフィア一般訴訟裁判所に各種の損害賠償を求める訴訟を提起しました。なお、訴状における原告の請求額は「5万ドル以上」となっており具体的な金額の記載はございませんでした。2021年1月には当社に対する訴えは却下され、被告はMMNAのみとなっています。

MMNAは、本件訴訟において、当該車両に欠陥はなかったとして原告と争っておりました。今般、陪審員による評決を経て、2024年5月6日(米国現地時間)に判決が言い渡されました。

(2)損害賠償請求金額

訴状における原告の請求額は「5万ドル以上」となっており具体的な金額の記載はございませんでしたが、裁判所は、MMNAは、原告に対し、976百万米ドルの損害賠償及び33百万米ドルの遅延金利を支払えとの判決を言い渡しました。

5. 当社の対応及び今後の見通し

当社及びMMNAとしては、この判決に承服しかねるものであり、MMNAは控訴する予定です。なお、本件訴訟に関して、当社としての評価に基づき財務上の影響を見積もっておりますが、最終的な結果及び財務影響は現時点において予想困難であります。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

当社は、引き続き、法規及び安全基準に適合した車両を提供してまいります。

以上